



会 議 録

八幡市教育委員会

開催日時	令和2年1月21日（火曜日） 午後3時～午後3時30分		
場 所	分庁舎2階 会議室A		
出席委員名	谷 口 正 弘 （教育長）	佐 野 恵理子	
	松 下 順 英 （職務代理者）	人 見 妃都美	
	橋 本 陽 生		
委員を除く出席者の職・氏名	部 長 佐 野 正 樹	教育集会所館長 畑 中 敏 之	
	部付 部長 辻 和 彦	教育総務課主幹 加 藤 正 人	
	部 次 長 川 中 尚	学校教育課主幹 福 田 昌 弘	
	部付 次長 田 中 孝 治	保育・幼稚園課主幹 高 瀬 栄津子	
	教育総務課長 山 中 友 順	教育総務課長補佐 小 林 聡 美	
	社会教育課長 近 藤 茂 雄	教育総務課 大 崎 茂 夫	
	文化財保護課長 八 十 島 豊 成		
	教育支援センター所長 長 村 長 信		

1. 開 会

2. 報 告 事 項

(1) 八幡市成人式の参加状況について (社会教育課) ※資料なし

3. 議 題 (協議事項)

(1) 八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について

4. その他

- 園、学校訪問について（美濃山小学校・男山東中学校）
- 配布資料
 - ・「八幡市子ども会議」だより
 - ・前月分議事録（写し）

5. 閉 会

・次回定例教育委員会

日時：2月21日（金）（午後2時15分から）

場所：会議室A

※学校訪問先は、八幡第三幼稚園（10：00）とさくら小学校（11：00）です。



	内 容
<p>[教 育 長]</p> <p>[近 藤 課 長]</p>	<p>1. 開 会 定刻となりましたので、1月の定例教育委員会を開催します。 次第に則って進めさせていただきます。まず、2. 報告事項(1)八幡市成人式の参加状況について社会教育課、お願いします。</p> <p>2. 報 告 事 項 (1)八幡市成人式の参加状況について 去る1月13日に挙行いたしました令和2年八幡市成人式の参加状況について、ご報告申し上げます。今年の内市の新成人対象者は695人(男376女319、令和元年11月1日時点)で、昨年より12人の減でございました。当日の参加者は、市外の新成人19人を含む458人で、昨年と比べますと、39人の減となりました。 今年の成人式は、少しざわつきましたが、特に暴れるというような新成人もなく、1部の式典、2部の新成人のつどいとともに無事に終えることができました。 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございました。 なお、当日新成人を対象に松花堂庭園の入園料を無料としており、利用者につきましては、新成人23人、同伴者37人の利用がございました。 以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。</p>
<p>[教 育 長]</p>	<p>ありがとうございました。 何かご意見、ご質問等は、ございますか。無いようなので3. 議題に移りたいと思います。本日は、規則改定の提案として八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)について川中次長お願いします。</p>
<p>[川 中 次 長]</p>	<p>3. 議 題 (協 議 事 項) (1)八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)について 議題(1)の改正本文と議題(1)の新旧対照表をご覧ください。一部改正の理由ですが、八幡市立小中学校では、平成17年度より2期制で教育活動を実施しておりました。新学習指導要領が、令和2年度より小学校、令和3年度より中学校で全面实施されるにあたり、平成29年度より、八幡市教育課程検討委員会を設置し、新学習指導要領への対応とともに、今までの本市の取組について検討してまいりました。その中で、普通教室への空調完備や長期休業の短縮などで、授業時数の確保が可能となっていること、平成30年度以降京都府で本市のみが2期制となっており、他の地域との行事等で課題が生じる場合もあること、3学期制が日本の季節感に即していること等から、2期制を見直し、3学期制での教育活動を実施することとしました。 今年度準備期間として、市内全小中学校で3学期制による教育活動の試行に取り組み、特に課題がなかったことから、来年度より3学期制の本格実施といたしますので、八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。 議題(1)をご覧ください。 八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年八幡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。 (学期) 第2条 学校の学期は、次のとおりとする。 (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで 第3条第1項第5号中「12月23日」を「12月24日」に改める。これは、冬季休業日の開始日の事です。 附 則</p>



	<p>この規則は、令和2年4月1日から施行させていただきたいと考えています。 以上でございます。</p>
[教育長]	市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について、ご意見、ご質問等は、ございますか。
[松下委員]	小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について反論は、ありませんが、若干の質問を含めてお話しします。一つお聞きしたいのは、二学期制になる前の三学期制時は、学期の区切りが1学期は、8月31日迄でしたね。今度の三学期制では7月31日迄が1学期で、2学期を8月1日にしたのは、空調完備や長期休業の短縮等々の大きな根拠があったからだと思います。 二学期制時は、授業日数の確保の部分で夏休みを短縮する方向で確保する経緯がありました。今回の三学期制では、学期の区切りの部分と冬季休業日については、天皇誕生日が2月になったため、その部分を整理したのだと思います。今年の中学校の授業日数を調べたところ今年は、特別な年で皇室の祭事があり休日が例年よりも4～5日増えています。中学校2年生の授業日が199日でしたが次年度からは203日から204日確保できると考えています。特に三学期制に異論は、ありません。自分の気持ちを話ただけです。
[川中次長]	2学期の8月1日については、八幡市内では8月27日から授業開始なのでそのようにしております。授業日数については、今後10年間200日から204日を確保できていると考えております。
[教育長]	他にご質問、ご意見はございますか。無いようなので八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）についてご賛成いただける委員の方々は、挙手をお願いします。
[委員]	（全員挙手）
[教育長]	それでは、八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）については、全員賛成で議決いたしました。 議題については、以上です。引き続き4、その他に移ります。 本日訪問しました、美濃山小学校と男山東中学校において感じられたことがありましたら発言をお願いします。
	4. その他
	○ 園、学校訪問について（美濃山小学校・男山東中学校）
[佐野委員]	美濃山小学校においては、校長先生に清掃についてお伝えしていましたが、校内全ての箇所を細やかに点検されて清掃されていると強く感じました。校長先生からは、今後避難経路の整備に重点を置くお話をお聞きしました。 男山東中学校においては、3年生は試験で授業は見れませんでした。2年生、1年生の授業では落ち着きが見られました。校長先生の話の中では、自転車通学の生徒の駐輪場の改築・改善について、苦慮されており教育委員会としても考えていただきたいと思います。以上です。
[教育長]	ありがとうございました。その他の委員の方は、ご意見等ございませんか。
[松下委員]	男山東中学校についての感想ですが、2点ほど感心するところがあります。1点目は、小論文のグランプリにおいて6年連続最優秀賞という名誉な成績を残しています。同グランプリに全校生徒で取り組んでいるところが感心しました。2点目は、高校への学力保障として高校を卒業できる学力をつけることをスローガンとしている取り組みが素晴らしいと感じました。
[教育長]	ありがとうございます。他の委員さんは、如何ですか。
[橋本委員]	美濃山小学校は、非常に教育資源が多く、地域の方も非常に教育に関心を持っておられ、色々な所からの派遣される人材を活用されている。また、様々な学力向上対策を実施されています。昨年であれば、表現活動を取り入れた主体的対話的な授業の創造という事で、新しい学習指導要領に対応すべきアプローチをされているような所を改めて聞かせていただきました。校長先生がそのような部分をどのようにカリキュラム化し各先生方に提示されている



かとお聞きしましたところ非常に細かく理論的に整理された資料で説明されているとのこと
で、安心しました。

総合的な学びを多様な教育資源を活用して、教育の場で展開する場面が期待され多くなればなるほど、校長先生の中ではまとめられていても、それが教員と共有されているかどうかは、これから見ていかななくてはならないと思います。

男山東中学校では、教室の中に入って見る事が出来ました。生徒たちは、いつも通り落ち着いて熱心な授業風景を拝見しました。英語の授業は、ALT(外国語指導助手:Assistant Language Teacher の略)が派遣されておりますが、ALTと生徒たちの対話が見れませんでした。外国語指導助手活用方法の検討が今後全面的に必要なと思いました。また、今年度スピーチコンテストが開催されていませんが、これも働き方改革のしわ寄せかと少し感じました。

以上です。

[教 育 長]

ありがとうございました。委員の皆さんの感想の中には、ご意見の部分もありますので事務局の方で受けて検討していただきたいと思います。

事務局の方から配布資料の説明があります。

[山 中 課 長]

。 配布資料

- ・「八幡市子ども会議」だより
- ・前月分議事録（写し）

5. 閉会

[教 育 長]

以上で1月度の定例教育委員会を終了します。ご苦労様でした。

次回定例教育委員会は、

日時：2月21日（金）（午後2時15分から） 場所：会議室A

※学校訪問先は、八幡第三幼稚園（10：00）とさくら小学校（11：00）です。

八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 58 年八幡市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（学期）

第 2 条 学校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 3 条第 1 項第 5 号中「12 月 23 日」を「12 月 24 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

八幡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

改正案	現行
<p>第2章 学期、休業日等 (学期)</p> <p>第2条 学校の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を得た日</p> <p>2 校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、文化祭等の恒例の行事を行う場合はあらかじめ教育委員会に届けでることをもって足りる。</p>	<p>第2章 学期、休業日等 (学期)</p> <p>第2条 学校の学期は、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、教育課程は、4月1日から10月中の校長が定める日まで及び同日の翌日から翌年3月31日までの2期に区分する。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を得た日</p> <p>2 校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、文化祭等の恒例の行事を行う場合はあらかじめ教育委員会に届けでることをもって足りる。</p>